



住宅用火災警報器を設置しましょう！

消防法及び岳北広域行政組合火災予防条例が改正され、住宅に『住宅用火災警報器(煙式)』を設置することが義務付けられました。

住宅用火災警報器って？

- ・ 火災が発生した時の煙を自動的にキャッチし、いち早く警報音や音声で知らせてくれる機器です。
- ・ ご家庭のコンセントから電源をとるタイプと電池式のものがあり、天井や壁の上部に取り付けます。

なぜ義務化されるの？

- ・ 住宅火災による死者が非常に多く、しかも死者の約7割が逃げ遅れによるものです。
- ・ 米国ではすでに義務化され20年以上が経過し、死者数は約5割減少しています。



いつから義務化されるの？

新築 新築する住宅は、平成18年6月1日から適用となっております。

既存 既に建っている住宅は、平成21年6月1日から適用となりますので、平成21年5月31日までに設置してください。



設置例

○ 取付けが義務付けられている所

□ 取付けをおすすめする所

1 まずは寝室をチェック・・・右図
普段就寝に使用する部屋に設置します。
(来客が就寝するような部屋は任意。)

2 次に階段をチェック・・・右図
寝室がある階の階段の天井又は壁に設置します。
(寝室が1階だけの場合、階段には設置不要です。)



3 3階建てはさらにチェック

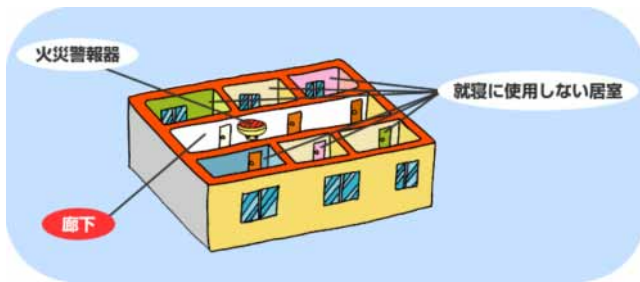
3階に寝室がある場合、1階の階段にも設置が必要になります。

・・・右図

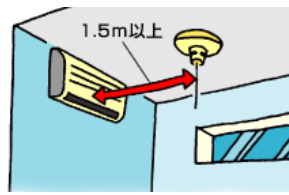
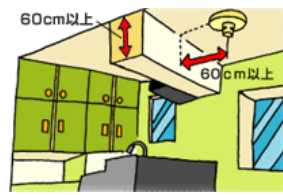
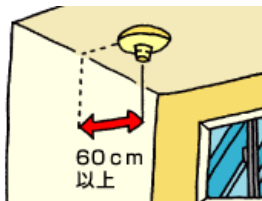
4 最後のチェック

警報器を設置しなくてもよい階で、7㎡以上の居室が5以上ある場合は、その階の廊下に設置が必要になります。

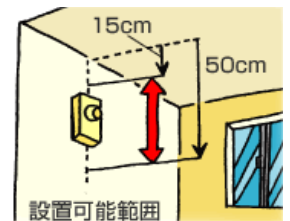
・・・下図



《設置する位置》



天井の場合



設置可能範囲

壁の場合

購入するときは？

電気器具小売店やホームセンター等で購入できます。住宅用火災警報器は『住宅用防災警報器』という文字表示が付されます。

購入の際には国で定める技術基準に適合した『NSマーク』付き(右図)商品を購入してください。



悪質な訪問販売にご注意!



住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として、不適正な価格・無理強い販売などを行う業者にご注意ください。

(住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象です。)

住宅用火災警報器についてのお問い合わせは最寄りの消防署、分署へお願いします。
飯山消防署 62-0119 野沢分署 85-4119 栄分署 87-1119